

柳川市地域公共交通体系整備計画

【概要版】



平成 22 年 3 月

柳 川 市



1. はじめに

1. 整備計画策定の背景と目的

平成 17 年 3 月 21 日に柳川市、山門郡大和町、山門郡三橋町が新設合併し「柳川市」が誕生した。新市の誕生で市域が拡大し、地域のニーズが多様化する中、公共交通の確保・充実についても重要な課題となっている。

平成 19 年 2 月に策定した新市の総合計画においても、「市民の移動手段としての公共交通機関の整備」の項目で、日常的な交通手段の確保のため、市内全域の交通体系の総合的な見直しの必要性を掲げている。

市内には西鉄天神大牟田線が縦断しており、西鉄柳川駅を中心に西鉄バス・西鉄バス久留米・堀川バスの3社による路線バスが運行し、住民の移動手段として重要な役割を担っている。しかし、いずれの路線も利用客は減少傾向にあり、2社の路線については運行経費の赤字分を**国、県や市からの補助金で補填している状況にある。**

こうした背景を踏まえ、市内公共交通の現状や課題の整理はもとより、市民の利用実態やニーズを把握し、新市の一体性の確保等も十分に考慮ながら、今後の本市の公共交通のあり方を示す「柳川市地域公共交通体系整備計画」を策定するものである。

整備計画（地域公共交通総合連携計画）の区域は、柳川市全域とする。

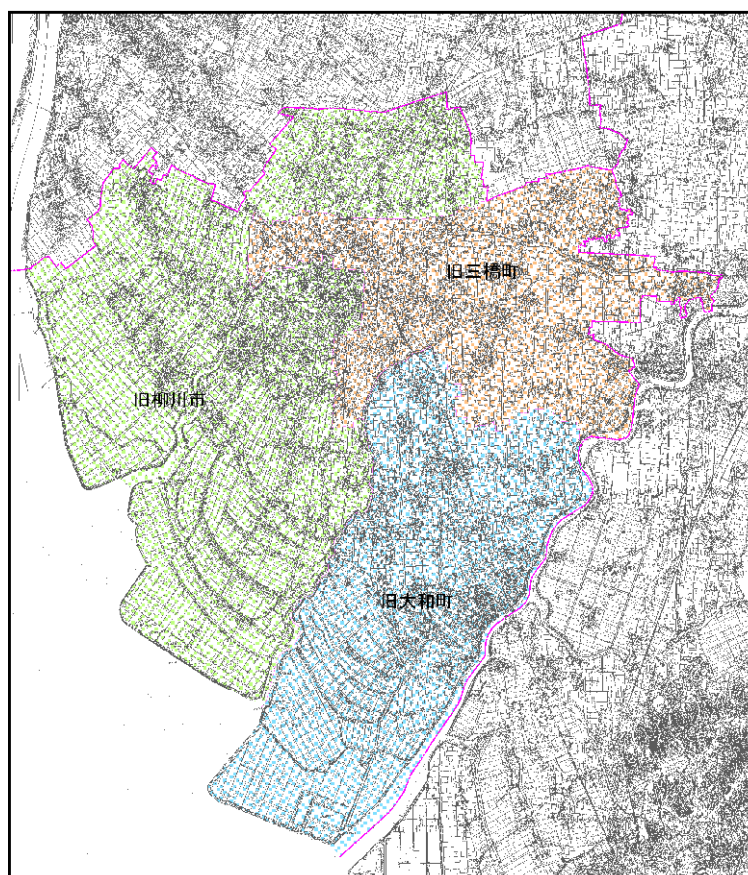


図1-1 柳川市全図

2. 柳川市の地域公共交通を取り巻く環境と現状

1. 柳川市の人口推移と高齢化深更

平成10年からの10年間で
人口が6,000人以上減少
↓
今後も減少傾向は変わらない
ものと予想される。

一方で

柳川市の高齢化率（65歳以上の
高齢者の割合）は26.5%、市民
全体の4人に1人が高齢者である。

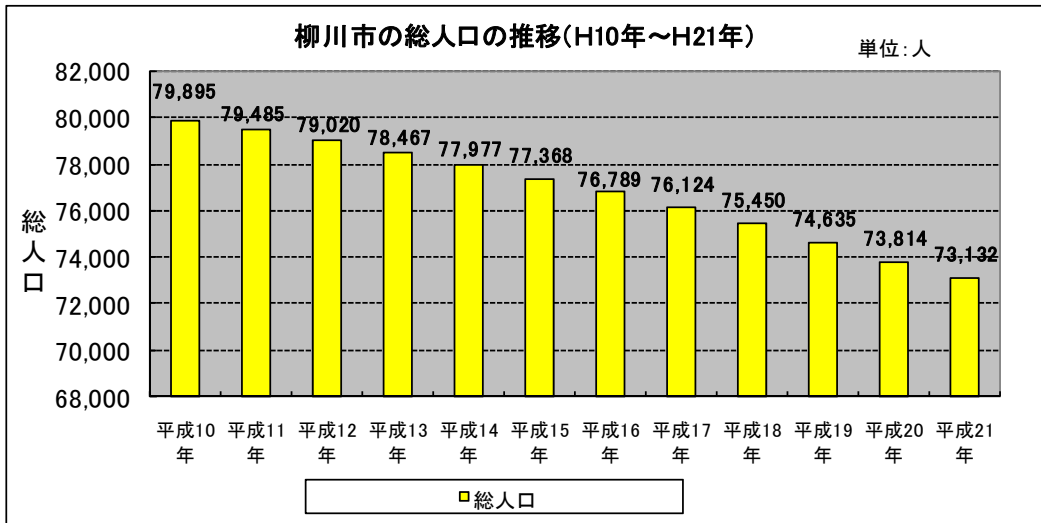


表2-1 柳川市の人口推移

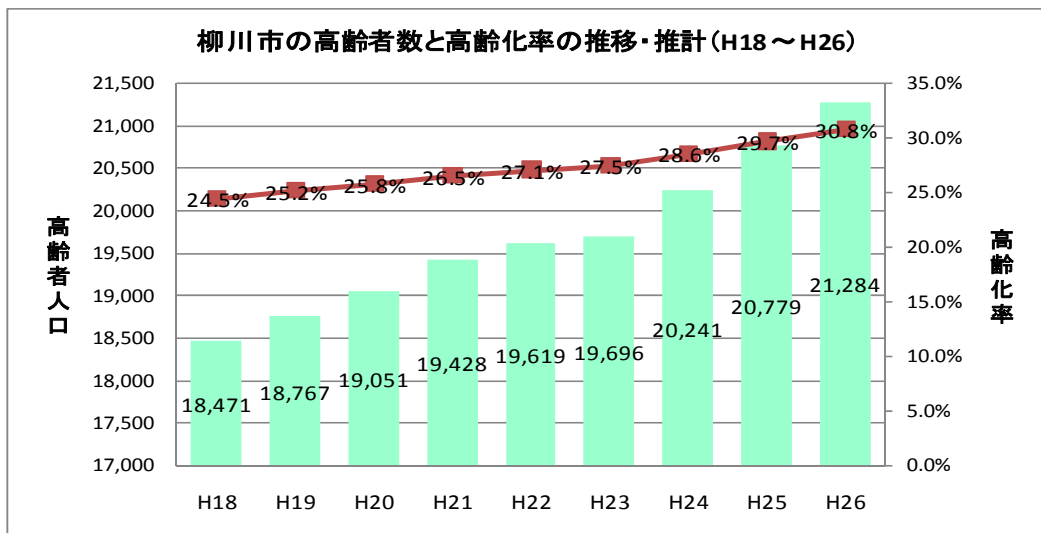


表2-2 柳川市の高齢者人口と高齢化率の推移

2. 市内の交通利用

- ① 御花・白秋生家・川下りなどの観光資源を結ぶ公共交通機関は整備されていない。
- ② 3つの高校、専門学校への通学手段として、西鉄電車・路線バスの利用がある。
- ③ 九州新幹線船小屋駅との公共交通機関とのアクセスは計画されていない。

3. 公共交通の利用実態・住民ニーズの把握

3. 1 市民アンケート調査結果（一部抜粋）

50%以上の方が自家用車を利用

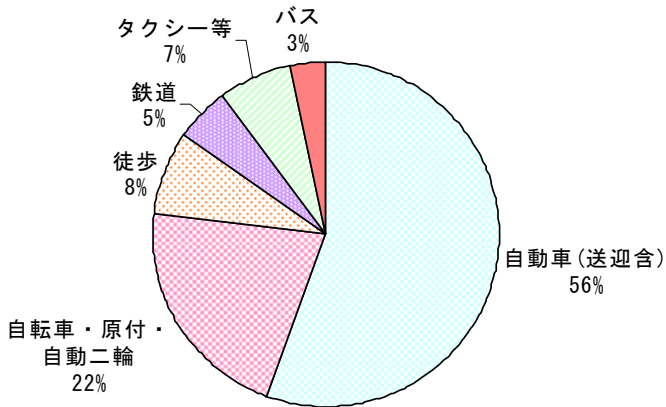


表3-1 外出手段について

高齢者〈65歳以上〉の約70%の人が必要と回答

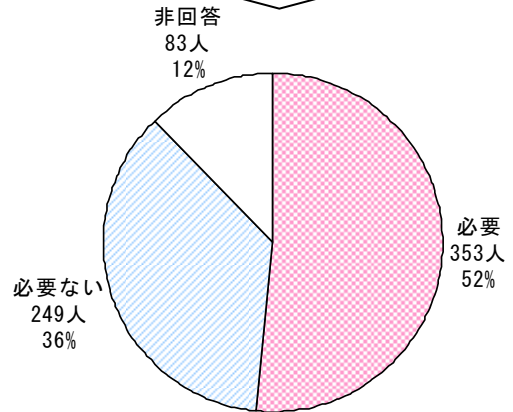


表3-2 公共交通の必要性

福祉巡回バス利用者の約70%が通院と買物に利用

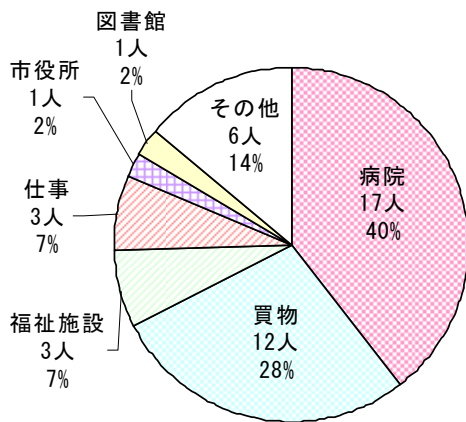


表3-3 公共交通利用目的

運賃の希望額は200円との回答が一番多い

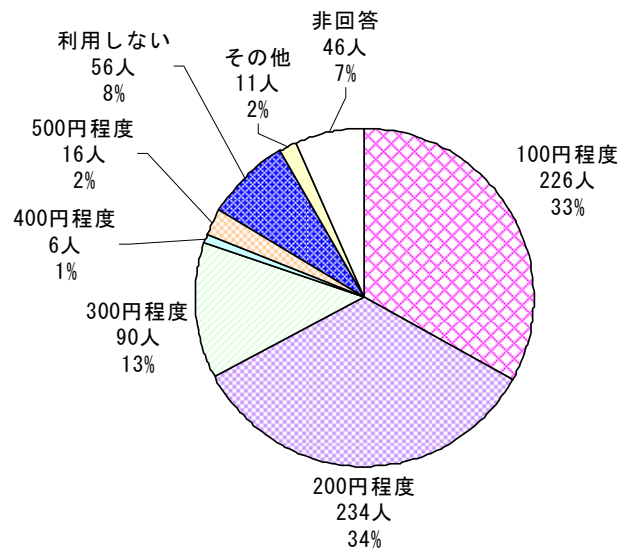


表3-4 公共交通の望ましい運賃

3. 2 路線バス利用者アンケート調査結果

- 〈利用目的〉 通勤、通学、通院に利用されている。
- 〈利用頻度〉 利用頻度は「ほぼ毎日」が一番を多かった。
- 〈利用バス停〉 堀川バスが西鉄柳川駅、リハビリ学院前、杉森高校が多く、
西鉄バスは西鉄柳川駅、御花、警察署前が多い。
- 〈利用者の意見〉 便数が少ない
西鉄電車との接続をよくして欲しい。

利用者の90%が高齢者
路線バスへの乗り継ぎ有り

3. 3 福祉巡回バス利用者アンケート調査結果

- 〈利用目的〉 買物、病院、公共施設に利用されている。
- 〈利用頻度〉 週に1回、週に2～3回が多い。
- 〈利用バス停〉 水の郷、ショッピングモール、県立病院が多い。
- 〈利用者の意見〉 1日に3便しかないのが不便。
ショッピングモールから柳川病院までに停留所を増やして欲しい。
17時くらいの運行が欲しい。
警察署のほうを回れば、本屋とかに行けて便利になる。

4. 柳川市の公共交通の課題

柳川市における公共交通の解決すべき課題

既存の公共交通の利用促進

- ・西鉄、路線バス、福祉巡回バス等各種公共交通手段の連携による利便性の向上
- ・各種路線の乗継・待合環境の改善
- ・事業者、行政、市民が連携した利用促進のための取り組み
- ・バス情報についてのPRの充実と効果的な広報
- ・観光客に配慮した公共交通機関の整備

公共交通サービス格差の是正

- ・市内の交通空白地域への対応
- ・異なる運行形態・運賃体系の調整・是正
- ・コミュニティ交通の整備に係るルールづくり
- ・それぞれの地域の実態に見合った公共交通の実現

交通弱者対策

- ・高齢者等、移動に制約を持つ人に対する移動手段の確保
- ・市域全体に広がる公共施設への移動手段の確保
- ・交通弱者が安心して安全に移動出来る移動手段の確保

公共交通の維持のための役割分担

- ・公共交通に関する行政負担と確保すべきサービスレベルについての基準の設定
- ・事業者の積極的な取り組み
- ・公共交通を**市民が一体となり応援**していく仕組みづくり

5. 柳川市の公共交通体系整備に係る基本方針

地域の足としての公共交通の維持

- ・西鉄、既存バスを柱に利便性の向上を図る
- ・交通空白地域にはコミュニティ交通の導入を検討
- ・現行の福祉巡回バスについても再編を検討
- ・ルート改善や時刻表の見直しを随時実施
- ・全市的な公共交通ネットワークの構築
- ・利用促進のPRや総合時刻表を作成

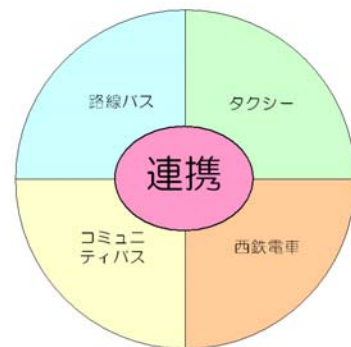


図5-1 公共交通機関の連携イメージ

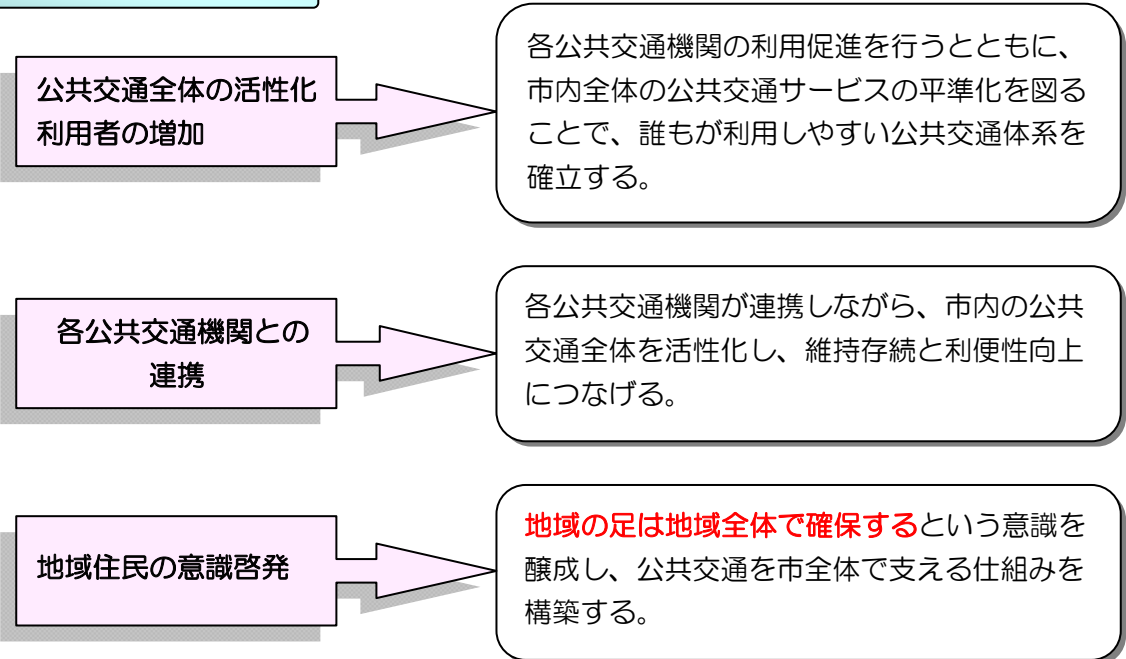
地域公共交通で確保すべき範囲

- ・市民の意見を聞きながらその確保すべき範囲を設定
- ・コミュニティ交通の導入・見直しは、実証実験を実施しながら、将来的に持続可能な運行かどうかを判断する仕組みを導入
- ・**地域の足は地域全体で確保していく**という市民意識の醸成

環境・安全への配慮

- ・ノーマイカーデーや公共交通利用キャンペーンなどで公共交通の利用促進を図り、**大気汚染及び地球温暖化の抑制**
- ・通勤・通学の時間帯における駅周辺の交通渋滞の解消
- ・安全・安心の観点から、**安心して利用できる、安全な公共交通体系**の確立

6. 整備計画の目標



7. 目標達成のための事業及び実施主体

活動内容	具 体 案	活動主体
公共交通の利用促進に関する広報活動	総合的な公共交通案内の作成	協議会
	利用促進キャンペーンの実施	協議会
	HＰを利用した意識調査の実施と情報公開	協議会
	公共交通の動向に関する情報交換	協議会、市
利用しやすいコミュニティ交通の実現	実証運行の実施による問題点の抽出	協議会、市、事業者
	福祉巡回バスの見直し、再編、路線検討	協議会、市、事業者
平等な交通サービスの提供に向けた取り組み	地域公共交通のサービスレベルの平準化	協議会、市、事業者
利用者の立場に立った環境整備	安全・安心を確保したバス停留所の整備	協議会、市、事業者
	乗り継ぎ施設の充実（駐輪場、駐車場等）	協議会、市、事業者
	乗り継ぎのバリアフリー化（共通バス、乗り継ぎ時刻表の掲示等）	協議会、事業者
市民・事業者・行政の協働による一体的な取り組み	ノーマイカーデーの導入検討	協議会、市、事業者
	第三者による診断制度の導入検討	協議会、市、事業者
	ボランティアサポートの導入検討	協議会、市、事業者

表7-1 目標達成における活動内容と具体案

8. 地域公共交通協議会が果たす役割

公共交通の運行を維持し、住民の移動手段を確保するには、行政と事業者だけでなく、利用者である住民、移動目的地である商店事業者や病院などが連携し、地域の実情に合致した公共交通を創り上げる継続的な取り組みが必要である。

- ◆公共交通機関は、多くの人たちが利用することで初めて成り立つ移動手段
- ◆公共交通の維持・継続には、利用者・事業者・行政の連携、協働が不可欠
- ◆地域の実情に合致した公共交通が持続的に運行され、市民活動や商店街の活性化など、地域の活力につながるような協議を継続していく

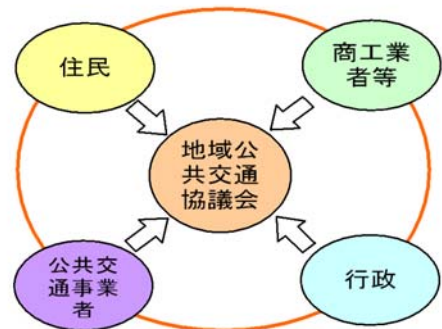


図8-1 地域公共交通協議会の果たす役割イメージ

9. 計画期間

項目	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用促進	→	→	→	→	
コミュニティ交通	→	→	→	→	
サービスの均衡	→	→	→	→	
環境整備	→	→	→	→	
協働の取組み	→	→	→	→	
実証運行計画	策定				
実証運行		→ 運行・見直し・改善			見直し後の 本格運行
現行バス等		⇄ 相互連携・見直し			
		→ 運行・見直し・改善			

表9-1 公共交通体系整備計画策定及び実証運行業務スケジュール

※ → 検討・実施 → 必要に応じて検討・実施

お問い合わせ先：
 柳川市 総務部 企画課
 TEL 0944-73-8111(代表)